

岩国基地問題に関する要望書

令和3年8月

山口県基地関係県市町連絡協議会

構成自治体 (1県2市2町)

山口県、岩国市、柳井市、周防大島町、和木町

岩国基地問題に関する要望

山口県及び基地周辺2市2町は、国の外交・防衛政策を尊重し、これに協力していますが、一方では、長年にわたり、その存在や運用に伴う、航空機騒音、事故への不安、米軍人等による犯罪など、基地に起因する諸問題を抱えています。

また、岩国基地周辺の安全性の確保と航空機の騒音軽減を図るための沖合移設事業は、平成23年3月末に完了いたしました。平成26年7月には、KC-130空中給油機が移駐され、平成30年3月には、空母艦載機の厚木基地から岩国基地への移駐が完了するなど、基地を巡る状況は、沖合移設事業開始当初とは大きく変わっています。

移駐完了後の騒音の状況は、移駐判断時に国から示された騒音予測の範囲内となっていますが、その一方で、空母着艦資格取得訓練（CQ）などの米軍の新たな運用等により、地域や時期によって差はあるものの、移駐直前と比べると総じて騒音が増大しており、基地周辺住民の生活に大きな影響を及ぼしています。

当協議会といたしましては、関係自治体が緊密に連携、協力しながら、国の平和と安全という外交・防衛政策を尊重しつつ、地域の安心・安全や、住民の福祉の向上に努めているところでありますので、国におかれましては、基地周辺住民や、関係自治体のこうした実情を十分に御認識いただき、住民の不安解消につながる安心・安全対策や、地元の負担と協力に見合う地域振興策など基地問題に関する別記の諸事項について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年8月

山口県基地関係縣市町連絡協議会

会 長 山口県知事 村岡 嗣 政

副会長 岩国市長 福田 良彦
柳井市長 井原 健太郎
周防大島町長 藤本 浄孝
和木町長 米本 正明

県内提供施設・区域



(令和3年3月31日現在)

施設・区域名	土地面積(千㎡)	所在地
岩国飛行場	8,648	山口県岩国市 広島県大竹市
祖生通信所	24	山口県岩国市

目 次

【安心・安全対策に関する要望】

I 騒音対策の強化

- 1 岩国基地における航空機騒音等の軽減 p 1
- 2 住宅防音工事等、騒音対策の充実 p 3

II 事件・事故の防止等

- 1 事件・事故の未然防止 p 4
- 2 事件・事故に関する日米地位協定の見直し等 p 5
- 3 住民に不安や危険を及ぼす訓練等の中止 p 5
- 4 オスプレイの飛行訓練に関する情報提供等 p 5
- 5 米軍再編の実施に係る情報提供及び地元への配慮 p 5
- 6 基地外に居住する米軍構成員等の情報提供 p 5

【地域振興策に関する要望】

- 1 国による財政措置や対象範囲の充実 p 6
- 2 地元の負担と協力に見合う支援策 p 7

安心・安全対策に関する要望

I 騒音対策の強化

基地の円滑な運用に当たっては、住民が安心して安全に暮らせる環境が確保されることが重要です。

平成30年3月に空母艦載機の移駐が完了しましたが、移駐完了後、空母艦載機着陸訓練（FCLP）前後の4月と5月には広範囲にわたり騒音が増大し、FCLP後のCQでは九州沖の洋上の空母で実施した場合における夜間の離着陸による騒音のため、関係市町へ多くの苦情が寄せられています。

また、本年3月には、米空軍機の飛来による部隊の枠組みを超えた数週間にわたる訓練が実施されるなど、新たな騒音増大の要因が生じているところ
です。

さらに、FCLPについては、岩国基地が予備施設指定されることに伴い、岩国での実施の可能性への潜在的な不安が大きくなっています。

については、国において、航空機等の騒音を軽減するとともに、住民の不安の解消のため、以下の事項に係る特段の御配慮を賜りますよう要望します。

【外務省・財務省・防衛省】

1 岩国基地における航空機騒音等の軽減

① 飛行運用に係る騒音軽減措置の実施

ア FCLPの直前に行われる訓練のような集中的な飛行訓練について、岩国基地周辺での実施の緩和や訓練場所の分散など、騒音軽減措置を実施すること。

イ CQ実施時において、滑走路の時間外運用や夜間の離着陸を可能な限り控えるなど、運用時間帯に関して配慮すること。

② 「岩国日米協議会」における確認事項の遵守

岩国基地における航空機等の運用に当たっては、移駐した空母艦載機や外来機を含め、「岩国日米協議会」における飛行方法や運用時間等に

関する確認事項を遵守すること。

③ FCLPの禁止

ア 岩国基地において、空母艦載機による激しい騒音被害をもたらすFCLPを行わないこと。

イ 岩国基地をFCLPの予備施設指定から除外すること。

ウ FCLPの恒常的な訓練施設（滞在可能な施設を含む）を早期に整備すること。

④ 航空機の運用や飛行実態等に関する情報提供等

ア 住民生活への影響が大きい訓練の事前通知（目的、機種（外来機を含む。）、機数、訓練期間、訓練内容等）を十分かつ確実に行うこと。

イ 岩国基地において航空機の陸揚げを実施する場合には、その必要性や目的、機種、機数、岩国基地での運用方法等について事前に十分な情報提供を行うこと。

ウ 空母艦載機の滞在状況等に関する十分な情報提供を行うこと。

エ 岩国基地における航空機の配備状況や部隊交代、機種更新、並びに外来機を含む航空機の飛行に関する情報を、国の責任において迅速かつ適切に提供すること。

オ 滑走路の時間外運用に関する事前通知において、運用主体と期間を明確にすること。

⑤ 弾薬爆破処理時の騒音等の軽減

姫子島で実施される弾薬爆破処理時の騒音等の軽減について、万全の措置を講ずること。

⑥ 米軍再編に伴う岩国基地の影響緩和措置の確実な実施と情報提供

「再編実施のための日米のロードマップ」に記載された、以下の影響緩和措置を確実に実施するとともに、その内容に変更があった場合、速やかに情報提供すること。

- ・KC-130 空中給油機のローテーション
- ・訓練移転のグアム等への拡充
- ・訓練空域（岩国臨時留保空域）の調整状況（令和4年4月以降）

2 住宅防音工事等、騒音対策の充実

① 住宅防音工事対象の拡充

- ア 第1種区域（Lden62デシベル以上）指定以前に建設された住宅について、第1種区域の指定値を、現行の62デシベルから航空機騒音の環境基準57デシベルに改めること。
- イ 第1種区域指定後に建設された、いわゆる告示後住宅に対する防音工事が平成23年度から新たに対象とされたが、十分な予算措置を行うとともに、その対象範囲をLden66デシベル以上の区域から62デシベル以上の区域に拡大すること。
- ウ 防音工事に係る補助対象施設を事務所、店舗等に拡大すること。
- エ 第1種区域の見直しに際しては、年間W値だけでなく、空母艦載機滞在時の騒音の状況も反映すること。

② 騒音軽減対策の充実

- 消音施設、防音林、緩衝緑地帯の増設・整備を行うなど、航空機等騒音の軽減対策を充実すること。

③ 騒音調査体制の充実

- 騒音調査箇所を増設など、空母艦載機の移駐完了後の基地の運用実態に即した騒音調査及び分析を行うとともに、関係自治体及び住民に対する公表内容を充実すること。

④ 苦情等処理体制の充実

- 移駐完了後の基地に対する住民の疑問や意見に、よりきめ細かく対応するため、電子メールでの対応など苦情等の処理体制を充実するとともに、苦情窓口の住民に対する十分な周知を図ること。

Ⅱ 事件・事故の防止等

米軍関係者による事件は毎年のように発生しており、この5年間で9件の事件が発生しています。

また、平成28年度のAV-8BハリアーやFA-18ホーネット、平成29年度のC-2輸送機の墜落をはじめ、近年、全国で米軍機の事故が頻発しており、平成30年度は、空母艦載機FA-18の墜落や、空中給油機KC-130とFA-18の接触による墜落事故など、岩国基地配備機による重大な事故が相次ぎ発生し、さらには、岩国基地所属部隊で、重大事故につながりかねない規律違反が常態化していたことが判明しました。

移駐完了により航空機が倍増し、米軍人等が増加する中、こうした基地に起因する事件・事故の発生は、住民の不安や不信感の増加につながるものであり、これまでも事案が発生する都度、事件・事故の再発防止等について万全の対策を講ずるよう要請をしていますが、国においては、引き続き、以下の事項に係る特段の御配慮を賜りますよう要望します。

【外務省・防衛省】

1 事件・事故の未然防止

① 米軍構成員等の規律の保持

移駐に伴い増加する米軍構成員等（米軍の構成員（軍人）及び軍属並びにその家族をいう。以下同じ。）による犯罪、交通事故を防止するため、外出・飲酒規制の徹底や規律の厳正な保持、教育訓練の徹底、警らの強化等を通じた実効性ある対策を講ずること。

② 航空機の安全対策措置

移駐した航空機を含めた機体の整備点検、住民の安全を最優先としたパイロット等の安全教育など、徹底した安全対策の措置を講じ、事故防止に努めること。

また、米軍機事故に関する徹底した原因究明とその早期公表及び、事故後の改善状況についての継続的な情報提供に努めること。

2 事件・事故に関する日米地位協定の見直し等

① 公務執行中に生ずる罪に対する米側司法手続きによる審理過程の通知

公務執行中の米軍構成員及び軍属の作為又は不作為から生ずる罪について、米側の司法手続きによる審理過程を被害者、遺族及び関係自治体に通知する仕組みを構築すること。

② 事件・事故の被害者への適切な対応

被害者への損害賠償については、迅速かつ誠意をもって対応すること。

また、公務外の米軍構成員等が起こした事件・事故等において当事者間での解決が困難な場合で、被害者への損害賠償額が満たされない場合であっても、日米両国政府の責任において補償が受けられるよう措置を講ずること。

3 住民に不安や危険を及ぼす訓練等の中止

騒音等の環境問題や重大な事故につながる恐れがある訓練等については、その実態を明らかにするとともに、このような飛行が行われないよう措置すること。

4 オスプレイの飛行訓練に関する情報提供等

オスプレイの運用に当たっては、日米合同委員会合意や岩国日米協議会における確認事項を遵守し、安全性が最大限確保されるよう、米側に求めていくこと。

また、オスプレイの飛行訓練に当たっては、飛行ルートなど訓練計画の詳細な内容が明らかにされておらず、事前に飛行訓練に関する十分な情報提供を行うなど、国の責任で、不安解消に向けた措置を講ずること。

5 米軍再編の実施に係る情報提供及び地元への配慮

空母艦載機移駐による人員の移動や司令部機能の移転等の米軍再編に伴う情報は、移駐容認などこれまでの経緯を踏まえると、国から地元に対して早急に情報提供されるべきであり、迅速かつ適切に対応すること。

6 基地外に居住する米軍構成員等の情報提供

岩国基地外に居住する米軍構成員等について、その実態を把握できるように、軍種別、軍人・軍属・家族別、市町別の人数内訳など詳細な情報を関係自治体に提供すること。

地域振興策に関する要望

空母艦載機の移駐後は、航空機の配備機数で極東最大級の基地となり、基地周辺住民は倍増する航空機による騒音被害、墜落の危険性、米兵犯罪への不安等を抱え続け、関係自治体は、多数の米軍人・家族の増加により社会基盤の整備等の新たな財政需要にも的確に対応していくことが求められるなど、今後も、基地の存在そのものや移駐による負担が続くこととなります。

については、国において、こうした負担や、基地周辺住民・関係自治体の実情に十分配慮され、住民の生活の安定や福祉の向上に資する事業や、地元経済の活性化、雇用の確保に資する産業活動への支援など、我が国の平和と安全への大きな貢献に見合う地域振興策の充実が目に見える形で措置されるよう、以下の事項に係る特段の御配慮を賜りますよう要望します。

【財務省・防衛省】

1 国による財政措置や対象範囲の充実

① 基地周辺整備事業の充実

防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律に基づく基地周辺整備事業について、申請事業の完全採択を実現するために十分な財政上の措置を講ずるとともに、関係自治体の実情に応じ、柔軟な対応が可能となる施策とすること。

② 米軍再編交付金の交付終了後の施策の確実な実施

ア 岩国基地周辺地域は、今後も、米軍再編により増加した著しく大きな基地負担を抱え続けていくことから、再編交付金の交付終了後においても、市町に対する交付金制度を継続し、恒久的な措置とすること。

イ その交付金制度については、艦載機移駐後の騒音等の影響を考慮するとともに、地元市町における国の外交・防衛政策への協力・貢献を踏まえ、引き続き、住民生活の利便性向上や産業振興に取り組むことができるよう、これまでと同様の十分な財源措置と柔軟な事業採択を図ること。

ウ また、市町の円滑な行政運営に資するため、再編交付金終了後の交付金の制度内容について、早期に提示すること。

③ 地元市町が求める地域振興策の実現に向けた再編関連特別地域整備事業（県交付金）の確実な実施

ア 引き続き、国において確実に予算措置を行うこと。

イ 地元のニーズに対応した、使いやすい交付金となるよう、柔軟な事業採択や執行に係る事務手続の簡素化など、制度の運用改善を図ること。

2 地元の負担と協力に見合う支援策

住民福祉の向上と地域の発展に資する地域振興策の実施

関係自治体から個別に要望されている地域振興策等についてはその実情に十分配慮し、住民の一層の福祉の向上が図られるよう措置すること。

特に、以下の事項については、その実現に向け万全の措置を講ずること。

① 米軍再編交付金の交付終了後の施策の確実な実施（岩国市・周防大島町・和木町）（再掲）

ア 岩国基地周辺地域は、今後も、米軍再編により増加した著しく大きな基地負担を抱え続けていくことから、再編交付金の交付終了後においても、市町に対する交付金制度を継続し、恒久的な措置とすること。

イ その交付金制度については、艦載機移駐後の騒音等の影響を考慮するとともに、地元市町における国の外交・防衛政策への協力・貢献を踏まえ、引き続き、住民生活の利便性向上や産業振興に取り組むことができるよう、これまでと同様の十分な財源措置と柔軟な事業採択を図ること。

ウ また、市町の円滑な行政運営に資するため、再編交付金終了後の交付金の制度内容について、早期に提示すること。

② 地元市町が求める地域振興策の実現に向けた再編関連特別地域整備事業（県交付金）の確実な実施（岩国市・周防大島町・和木町）（再掲）

ア 引き続き、国において確実に予算措置を行うこと。

イ 地元のニーズに対応した、使いやすい交付金となるよう、柔軟な事業採択や執行に係る事務手続の簡素化など、制度の運用改善を図ること。

③ 国道188号岩国南バイパスの南伸の事業促進について（岩国市、柳井市、周防大島町）

国道188号岩国南バイパスの南伸について、事業を促進すること。

④ 騒音調査体制の充実（柳井市、周防大島町、和木町）

移駐後の航空機の運用実態に即して、飛行ルート下にある地区に騒音測定器の設置を進めるなど、騒音調査体制を拡充するとともに、関係自治体及び住民に対する公表内容を充実すること。

⑤ 川下地区の都市基盤整備の推進について（岩国市）

ア 幹線道路（楠中津線、昭和町藤生線）

イ 昭和町藤生線以西の約5ヘクタールの提供区域の返還及び民生利用の早期実現

⑥ 岩国医療センター跡地の活用について（岩国市）

岩国医療センター跡地については、今後、福祉のまちづくりを進めるうえで、円滑な事業が実施できるよう財政支援等、特段の配慮をすること。

⑦ 海上自衛隊広報館「飛行艇ミュージアム（仮称）」の整備について（岩国市）

海上自衛隊に対する一層の理解に加え、観光振興など地域活性化にも寄与する海上自衛隊広報館「飛行艇ミュージアム（仮称）」について、早期整備を実現すること。

⑧ パブリック・アクセスロードの早期開放について（岩国市）

パブリック・アクセスロードは、市民のレクリエーション機能に配慮して、滑走路沖合移設事業の中で整備されたものであるが、平成29年6月末から長期間閉鎖されていることから、早期に開放すること。

⑨ 町による騒音対策事業に対する支援について（周防大島町）

騒音被害が拡大することが見込まれる地域への町単独事業の実施に対し、財政支援等の特段の配慮をすること。

⑩ 蜂ヶ峯防災広場へ至る道路の整備について（和木町）

蜂ヶ峯地区の防災広場に至る道路は、現在は町道の1路線のみであることから、災害等の緊急時に避難することを想定し、県が整備を進めている新道路建設に係る財政支援等について配慮すること。